

香港に「農林水産物・食品」を輸出する事業者の皆様へ  
～4月1日発行分からの証明書発行手続の電子化について～

2021年4月1日発行分から、香港向けに、

- ① 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県（4県）産の野菜、果物、牛乳・乳飲料・粉乳を輸出する際に添付が必要な、日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書、
  - ② 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県（5県）産の食肉、家禽卵、水産物を輸出する際に添付が必要な、日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書、
- の手続が以下のとおり変更になります。

- 1 2021年4月1日発行分から、**これまで各地の地方農政局等の窓口又は郵送で行ってきた放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書（以下「証明書」という。）の交付を廃止し、輸出する荷物に証明書を添付することも不要になります。**<sup>(注)</sup>

(注) 証明書を必要とする規制自体は撤廃されていませんので、証明書の発給申請はこれまでどおり必要です。証明書は香港政府に対し、証明書を発行した地方農政局等から電子メールにより送付されます。

- 2 **証明書を申請した事業者の皆様は、証明書発給システムより証明書（副）を取得後、荷物が香港の通関手続きを行う前に必ず輸入事業者に証明書（副）のデータを電子メール等で送付してください。香港側での通関の際、輸入業者が証明書（副）を保有している必要があります。**

- 3 出荷から証明書取得までの時間をできるだけ短縮できるよう、「**同一ロットの産品**」又は「**同一産地かつ同一収穫期の産品**」を再度輸出する場合に、既に発行された検査結果を用いて放射性物質検査証明書の申請を行う際、**実際の輸出量が確定する前に証明書に輸出予定数量を記載して放射性物質検査証明書の申請をすることが可能**になりました。この場合、当該証明書に記載されている輸出数量がインボイスの数量と異なる（証明書に記載されている数量の方が多い）場合が発生しますが、インボイスの数量は証明対象の内数となることから、証明内容として問題ないことについて、香港政府との間で確認をしております。ただし、インボイスの数量が証明書に記載されている輸出数量を超える場合は、証明書を再発行する必要があります。

※ 上記の証明書手続きの変更・改善は香港政府との協議に基づき行うものであり、**他国向けの手続きに適用できません**のでご注意ください。